

○議事日程（令和2年6月17日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第36号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第6 認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定について  
日程第7 議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田太郎

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵昭	総務部長兼 企画政策課長	松岡弘泰
総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	藤田勝彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高橋正人	住民福祉部 住民人権課長心得	尾前眞理
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長	問山剛

産業建設部長兼 建設課長	大 倉 修	特命事項推進監兼 産業建設部 農林振興課長	川 口 智 也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹 中 修	産業建設部 水道課長	近 藤 晴 彦
会計管理者兼 会計課長	田 中 実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教育委員会 生涯学習課長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消防総務課長	大 倉 巧		

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西 脇 直 樹	議会事務局書記	稲 川 諭実彦
--------	---------	---------	---------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和2年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱をしますので、全員御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。着席をお願いします。

ただいまから令和2年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の議会を開きます。

---

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君を指名します。

---

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生・産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長(吉田太郎君) これより、議案審議に入ります。

日程第3、議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算(第3号)までの5件につきましては、一括議題といたします。

この5件には、各常任委員会の所管事項ごとに委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長(早崎百合子君) 総務民生委員会報告をします。

去る6月9日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正3件、令和2年一般会計補正予算1件の計4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてに関しましては、  
1. 5月25日、個人番号通知カードが廃止されたことに関する町民への周知方法はの間

いに対して、既に窓口では対応しているが、今定例会で議決されればホームページにも記載する予定であるとの回答でした。なお、広報紙へも記載してもらえよう要望しました。

次に、議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第36号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）の歳出に関しましては、1. 小・中学校情報化推事業の部品購入費に関して、児童・生徒用のタブレットの購入台数、1台当たりの購入費、タブレットの内容はの問いに対して、台数については現在の児童・生徒と同じ2,106台に予備10台を加えた2,116台である。1台当たりの購入費については、国が示している基本額は4万5,000円のところ、当町では発表ツールやセキュリティー、フィルタリングなどを追加して6万5,000円を見込んでいる。また、内容については、現在パソコンに詳しい教職員でGIGAスクール構想推進プロジェクトチームを組織して精査しているとの回答でした。

2. 各家庭におけるオンライン学習に必要な端末の保有状況はの問いに対して、今回学校にて動画を作成し、配信するために、全ての家庭を対象に調査したところ、小学生低学年は82%、小学生高学年は88%、中学生は95%という回答であった。なお、Wi-Fi環境の整備状況については、今後さらに調査したいとの回答でした。

3. 小・中学校情報化推進事業について、急いで補正予算を上程しなければならなかった理由とタブレットの購入時期はの問いに対して、4月7日付文部科学省の通知により、GIGAスクール構想を前倒しして実施するため、今年度中に1人1台端末を準備するよう国からの通知があったため、またタブレットの購入時期については全国一斉に購入することになるため、年度末か、場合によっては年度末を超えるかもしれないとの回答でした。なお、年度内にタブレットが児童・生徒に行き渡るようにしてもらいたいと要望しました。

4. GIGAスクール構想に関して教職員のスキルアップの計画はの問いに対して、現在、教職員でつくるGIGAスクール構想推進プロジェクトチームにて計画を作成しており、それに併せて校内の職員研修も進めていく。それ以外にも専門のICT支援員等の活用の検討やコミュニティ・スクールにおける外部人材の協力も得ながら多面的に進めたいとの回答でした。

5. 未来応援定額給付金の給付対象である母親と妊婦のうち、妊婦の申請方法は。また、出産予定日より遅れた場合の返還はの問いに対して、妊婦については出産予定日が令和3年3月31日までの人が対象となり、令和2年12月28日までに提出書類を添えて申請していただく。また、申請した時点で対象であれば、出産が4月1日より遅れても給

付金の返還は求めないとの回答でした。

6. 学校給食費の補助金の内容はこの問いに対して、学校が休校となったため、牛乳とパン、米、麺その他キャンセルできなかった食材について、食材費の補償をするもの。なお、冷凍食品に関しましては、賞味期限等を吟味して活用するとの回答でした。

次に、歳入に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正3件、令和2年度一般会計補正予算1件の計4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査の経過及び結果に対する質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る6月9日、各委員並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託されました令和元年度上水道事業会計決算の認定1件、令和2年度一般会計補正予算1件、計2件の議案についてでございます。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定についてに関してでございます。

1つ、有収率が2.5ポイント減った要因はこの問いに対しまして、高田地区を中心とした第1配水区域において漏水が多発したため。なお、今年度も引き続き漏水調査を実施し、有収率アップを図りたいとの回答でございました。

2つ目、高田地区で漏水が多発した要因はこの問いに対しては、水道管の老朽化によるものであるが、当町の埋設管路は40年近く経過しており、ほぼ全域において老朽化が進んでいるという回答でございました。

3番目、企業債1億円の借入先と金利償還はこの問いに対しましては、企業債の借入先については、地方公共団体金融機構である。利率0.3で、償還は令和32年まで、元利償還利子を伴って払っていくとの回答でございました。

4番目、今後の耐震管入替え工事の予定はこの問いに対しましては、令和元年度から令

和5年度まで、西部簡易水道の統合の事業を実施しているため、配水管の布設替えや耐震化については、統合事業終了後に計画を検討したいとの回答でございました。

5番目、今後さらなる借入れや水道料金を値上げする考えはの問いに対しましては、現在、企業債として17億円ほどあり、令和5年度までに統合事業の費用が10億円かかる見込みであることから、西部簡易水道が上水道に統合された後に経営戦略を立てる予定であり、その際に料金を検討したいとの回答でございました。

6番目、西部簡易水道の統合事業における人口減少等の検討はの問いに対しましては、現在、西部簡易水道区域の加入件数は750件ほどであり、令和6年以降は上水道の給水人口がその分上がるが、中・長期的には人口ビジョンにより人口が減少し、利用料も低下していくという回答でございました。

次に、議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）に関してであります。

1番目、元気な農業産地構造改革支援事業402万円減額、強い農業・担い手づくり総合支援事業183万円減額、スマート農業技術導入支援事業335万円減額の要因はの問いに対しまして、元気な農業産地構造改革支援事業については、ある個人の方が乾燥機を買う予定であったが、自己都合で要望を取り下げられ、また田植機とコンバインを買う予定であった方が、田植機は担い手確保・経営強化支援事業に事業替えし、コンバインも強い農業・担い手づくり総合支援事業に事業替えをした。強い農業・担い手づくり総合支援事業については、ロールベアラーは元気な農業産地構造改革支援事業に事業替えし、ブームスプレー補助金250万円は、防除用のドローン45万円に変更された。また、色彩選別機70万ほどは不採用であったということでございます。

また、スマート農業技術導入支援事業については、農業法人が当初トラクターを補助金300万円で購入する予定であったが、再検討の結果、ドローンの補助金60万円に変更となったとの回答でございました。

2番目、申請時における指導方法はの問いに対しましては、国事業の要望が町の予算組より後になるため、補助率の低い県事業で要望を上げて、後に補助率の高い国事業に乗り換えられる方がおり、要望の時期と事業の締切りの時期が違うので、予算に反映し切れていないのが一つの要因である。また、経営の都合上、諦められる方がいるが、取下げはないように指導しているとの回答でした。

3番目、国・県事業の補助率はの問いに対しましては、元気な農業産地構造改革支援事業は3分の1から4分の1、担い手確保・経営強化支援事業は2分の1、強い農業・担い手づくり総合支援事業は10分の3、スマート農業技術導入支援事業は3分の1であるという答えでございました。

4番目、組替えや不採用となった申請者に対する説明状況はの問いに対しまして、県からの連絡に基づき、農業者の方には丁寧に説明し、納得いただいているとの回答でござ

ございました。

5番目、ドローンの免許制度はの問いに対しましては、農薬散布用のドローンに関連する法律には、航空法と農薬取締法とがあるが、必須となる特定のライセンスはない。ただ、ドローンを使用して散布できる農薬が限られていたり、飛行の承認申請を事前にしなければならない。なお、ちなみに養老公園は飛行禁止区域であるとの回答でございました。

また、なお、取下げや組替えが毎年出てきております。申請者の負担を減ずるために取下げ、組替えるものでありまして、半ばやむを得ないものであると思いますが、やはり取下げは国や県の心証が悪くなるので、きちっと申請者と話し合いをしてもらい、誓約書を取るなどの方法論で、今後こういったことのないよう対応してほしいと委員会として執行側に要望をいたしました。

以上、審査付託されました上水道事業会計の決算認定1件、令和2年度一般会計補正予算1件、計2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案ととおり認定及び可決するべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査の経過及び結果に対する質疑といたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいま産建委員長の報告がございましたが、3点について質疑をいたしたいと思っております。

議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）関係であります。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、説明欄の担い手確保経営強化支援事業419万円についてであります。去る3月予算委員会で配付された令和2年度予算概要調書では区分が廃止、事業内容、増減理由としては農業者からの要望がないことから事業の休止と、このように記述がありました。この点について事業が復活した原因の質疑はありましたか。今説明があったように補助率が2分の1という高額で有利であるため、行政側のほうから誘導されたものと思っておりますが、この点についてお尋ねします。

2点目としては、事業メニュー替えが3件ほどあったとただいま報告がありました。農業者の申請時に補助率は事前にある程度想定されるはずですので、事業替えを認めなければこのような事務的労力も不要となりますが、この点は議論ありましたか。

3点目、結果的に今回の補正で補助金を502万6,000円減額することになりますが、もう少し工夫すれば次に希望する農業者に対応できるのではと思いますが、この点についての議論がありましたかどうか、以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） それでは、3点についてお答えをいたします。

最初の事業復活の要因でございます。これにつきましては、先ほど報告をいたしました、補足といたしましては、やはり国と県・町との予算の申請時期の相違によることと、国の補助率が有利であるというのが要因であります。これにつきましては、特にこの復活した原因の質疑はありませんが、そのような結果でございます。

次、メニュー替えが3件あったということにつきましては、予算的にもありますが、これにつきましては先ほど報告をさせていただきましたが、補足で説明をさせていただきますと、補助率だとかそれだけではなく、やはり機種変更が行われておったというのが主な要因ではなかろうかというふうに思います。したがって、農業者のこの点の議論につきましては質疑は特にはございませんでした。

3番目でございます。結果的にもう少し工夫をすとかという議論でございますが、これについては特にはございませんでしたが、先ほど報告に申し上げましたように、委員会としては誓約書等を取って、なるべく辞退を避けてほしいという要望をいたしたというところでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするもので、本案を委員長報告とおりに決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

次に、日程第4、議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。



討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第36号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告とおり認定されました。

次に、日程第7、議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

この第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

---

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

---

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程を全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第2回養老町議会定例会を閉会いたします。本日は御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時03分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月17日

議 長      吉   田   太   郎

議 員      野   村   永   一

議 員      田   中   敏   弘